

平成 1 5 年度 P F I 関係税制改正要望について

P F I の推進に向けた税制措置の創設

(固定資産税、都市計画税、不動産取得税、登録免許税及び法人税)

概要

- 1 P F I 法に基づき実施される公共施設等の整備等に係る非課税措置
(固定資産税、都市計画税及び不動産取得税)を創設する。
- 2 P F I 事業に係る登録免許税(不動産)の非課税措置を創設する。
- 3 P F I 事業に係る法人税の未償却分に対処する措置を創設する。

要望理由

- 1 効率的かつ効果的な社会資本整備や経済の活性化を図るためにも、
P F I を強力に推進することが必要。
- 2 事業期間中に P F I 事業者が事業用資産を所有するか否かにより税負担が異なっているため、P F I 事業の内容にかかわらず、事業期間中に P F I 事業者が事業用資産を所有しない方式が選択される場合がある。
- 3 当該支援措置により、P F I 事業者の事業期間中における事業用資産の所有の有無が、事業方式の選択に影響を及ぼすことが無くなるため、より望ましい方式の P F I の選択が可能となり、P F I を強力に推進することができる。

要望団体

社団法人日本経済団体連合会 社団法人全国建設業協会 社団法人日本建設業団体連合会
社団法人日本建設業経営協会

P F I 事業者の税負担について

税 制	P F I		従来型 (国 ・ 地方公共団体)
	B O T	B T O	
登録免許税 (国税) 商業登記 不動産登記	課税 課税	課税 非課税	非課税 非課税
不動産取得税 (道府県税)	課税	非課税 ¹	非課税
固定資産税 (市町村税)	課税	非課税	非課税
都市計画税 (市町村税)	課税	非課税	非課税
事業所税 (市町村税)	課税	課税	非課税
法人税 (国税) (特別償却等償却に関する特例制度、 準備金制度等の創設)	通例 P F I の事業 期間は法定耐用年 数より短くなるこ とが多いことから 事業終了時に未償 却残が発生するた め、前倒しの処理が 必要。	公共団体が資 産の所有権を 持つため、左記 の問題は生じ ない。	非課税

(参 考)

B O T [Build Operate - Transfer]

民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設 (Build) ・ 所有し、事業期間にわたり維持管理 ・ 運営 (Operate) を行った後、事業終了時点で公共に施設の所有権を移転 (Transfer) する方式。

B T O [Build Transfer - Operate]

民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設 (Build) した後、施設の所有権を公共に移転 (Transfer) し、施設の維持管理 ・ 運営 (Operate) を民間事業者が事業終了時点まで行っていく方式。

¹ P F I 事業者と施設建設業者との間の工事請負契約において、注文者たる P F I 事業者が施設を原始取得する場合、不動産取得税にかかる原始取得者は、注文者からの施設の譲受人たる公共団体であり、非課税となる。